

# 学び応援奨学金（給付型）募集要項

## 1 目的

現在豊明市に居住している方で、大学等（学校教育法第83条に規定する大学（専攻科、別科及び大学院は除く。）、同法第108条に規定する短期大学及び同法第124条に規定する専修学校の専門課程をいう。）に進学する意欲のある方のうち、経済的な理由により大学等に進学困難な方に対して、その進学に必要な入学金を給付することにより、教育の機会均等を図り、有用な人材の育成に寄与することを目的とします。

## 2 給付対象者及び給付要件

平成31年4月に大学等に入学予定の方で、次の（1）～（3）のいずれかに該当し、かつ、（4）～（6）のすべてに該当する方が対象となります。

- （1）高等学校等を卒業見込みの方
- （2）高等学校等を卒業後2年以内の方（大学等に入学したことがある方は除く。）
- （3）高等学校卒業程度認定試験の合格者

- 
- （4）申請時において、豊明市に1年以上住所を有すること
  - （5）修学の意欲があり、品行方正であること
  - （6）経済的な理由により進学困難な世帯に属していること

※所得がある者全員の区市町村民税の所得割額の合計が 51,300円未満の世帯

## 3 入学支援金の給付額

大学等入学金相当額とし、30万円を上限とします。

## 4 申請手続き

次の（1）～（7）の書類を豊明市教育委員会学校教育課に提出してください。

- （1）入学支援金給付申請書（様式第1号）
- （2）高等学校等の卒業見込証明書、卒業証明書又は高等学校卒業程度認定試験合格証明書
- （3）申請者の属する世帯において所得がある者全員の所得証明書
- （4）申請者の属する世帯全員の住民票の写し
- （5）推薦書（様式第2号）※在学している学校に作成を依頼してください。
- （6）成績証明書（学校所定の様式）
- （7）小論文※『私の将来の目標』について、指定の「原稿用紙（A4 サイズ400字詰め、横書き）」に2枚（800字）程度で作成してください。

※様式1・2号及び指定原稿用紙については、豊明市ホームページからダウンロードしていただくか、豊明市役所学校教育課の窓口にて配布します。

## 5 申請書受付期間

平成30年7月2日（月）から7月31日（火）まで ※土日、祝日を除く 8:30～17:15まで  
※郵送の場合は、平成30年7月31日（火）の消印まで有効です。

## 6 提出方法

必要書類を下記提出先に持参又は郵送（「特定記録」「書留」等）にて提出してください。

〒470-1195 豊明市新田町子持松1-1 豊明市教育委員会 学校教育課』

## 7 奨学生の決定

提出書類に基づき、人物、学業成績、世帯の所得状況、小論文について豊明市大学等入学支援金選考委員会で、審査・選考し、**10名以内**で教育委員会が決定します。なお、選考結果については、9月中旬頃に通知させていただく予定です。

## 8 入学支援金の給付

奨学生に決定した方は、進学する大学等の決定後直ちに次の（1）～（3）の書類を豊明市教育委員会学校教育課に提出してください。

- （1）入学支援金請求書（様式第4号）
- （2）進学する大学等の合格通知書の写し
- （3）進学する大学等の入学金の額がわかるもの

なお、上記（1）～（3）の提出があった日から30日以内に入学支援金を給付します。

また、入学支援金給付後の最初の4月末日までに在学証明書又は学生証の写し及び入学金を支払った事実がわかるものを提出してください。

## 9 その他

必要書類が提出期限までに適切に提出されない場合や提出書類に不備があった場合は、申請を受け付けることができませんので、募集要項をよくご確認のうえ提出してください。また、次の（1）～（4）のいずれかに該当することがわかったときは、給付の決定を取り消すとともに、既に給付を受けた入学支援金については、返還していただきますので、あらかじめご了承ください。

- （1）「2 給付対象者及び給付要件」に記載する要件を欠いたとき
- （2）入学支援金を必要としなくなったとき
- （3）虚偽の申請等、不正な手段により入学支援金の申請をしたとき
- （4）その他市長が奨学生として適当でないと認めたとき